



(提供：阿賀川河川事務所)

滝坂地すべりの経過

明治21年 (1888)
松坂地区南部で地すべり発生、耕地が荒廃。
明治38年 (1905)
常盤地区一帯がすべり、人家11戸が移転。
昭和20年 (1945) ～ 23年 (1948)
沼田地区上沼付近が活動、上沼が徐々に大きくなる。
昭和24年 (1949) 2月27日
松坂地区一帯がすべり、田畑5.8㌥が荒廃、人家14戸が移転。
昭和33年 (1958)
引牧地区住宅に地割れ発生、人家11戸が移転。地すべり防止区域に指定され、福島県が地すべり防止対策工事に着手。
昭和35年 (1960) 5月1日
滝坂自治区ほぼ全域に地すべり発生。各所に深さ30㌥程度の亀裂を生じ、笹川河道は押し出し土砂で閉塞。
昭和45年 (1970) ～ 49年 (1974)
昭和44年8月の集中豪雨で地すべり活動が活性化、阿賀川河岸部の隆起が顕著。
平成6年 (1994) 3月
袖の沢、沼田地区を中心に地すべり発生、阿賀川に土砂が流出。
平成8年 (1996)
建設省(現 国土交通省)の直轄事業になる。

対策事業の経過

滝坂地区では、昔から地すべりの被害を受けており、昭和24年の地すべり被害後、県などの関係機関へ対策要望を行いました。その後、昭和33

年度に地すべり防止区域に指定されたことから、福島県による地すべり対策事業が開始されました。

しかし、平成6年3月の融雪により地すべり活動が活発化し、各所で道路の段差や亀裂が生まれました。これにより

さらなる活動の活発化が心配されたため、平成8年度からは地すべり対策が国の直轄事業となり現在に至ります。

平成8年には、南部ブロックに位置する袖の沢排水トンネル(下写真)が福島県事業で完成し、その後平成16年度までは国により主に南部ブロックの集水井※が整備されました。平成17年度以降は北部ブロックに着手し、平成27年に北部排水トンネルが完成、現在は大石西山地区の排水トンネルと集水井の工事を行っています。



▲ 袖の沢排水トンネルの内部。延長は785㌥に及ぶ。



▲ 下沢の目地区の集水井

※集水井(しゅうすいせい)
地すべりを防止するために、地表からは排水できない地すべり面付近の深層の地下水を井戸に集めた後に排水するための設備。

銚子の口(令和4年4月撮影)



滝坂地すべりを考える ～公共・地域の安全に向けて～

滝坂地すべりの概要

■ 地すべりとは

地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。移動する土の量が大きいため、甚大な被害を及ぼすことが多い災害です。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。日本では、地質的に地盤が弱いことに加え、梅雨・台風などの豪雨や雪解け水により、毎年各地で地すべりが発生しています。

■ 滝坂地すべり

日本最大級の地すべりといわれる「滝坂地すべり」は、新郷・豊洲地内の阿賀川と笹川の合流点右岸に位置し、南北約2・1㌥、東西約1・3㌥、面積約150㌥(さきゆり公園の約11倍)、最も深い地すべり面の深さは約140㌥、移動土砂量は約4800万立方㌥(東京ドーム約40杯分)の大きさと推定されています。3㌥の全景写真のように南部ブロックと北部ブロックに大きく区分され、これまで多くの対策事業が行われてきました。

地すべりの前兆現象

- ・ 地面がひび割れる、陥没する
- ・ 崖や斜面から水が出る
- ・ 井戸や沢の水が濁る
- ・ 樹木が傾く
- ・ 亀裂や段差が発生する

被害想定

仮に、滝坂地すべりの活動により銚子の口付近の河道※が塞がれると、阿賀川上流の浸水域が約53平方メートル（町面積の17割）拡大し、西会津町以外にも、喜多方市や会津坂下町、湯川村を含む約2400世帯に被害が及ぶと想定されています。この範囲には、磐越自動車道や国道49号、JR磐越西線が通っており、被災による影響は非常に大きいものになると予想されます。

また、その閉塞部が決壊して土砂が流出すると、下流域では、新潟県阿賀町において約21平方メートルの氾濫面積と約1600世帯への家屋被害が想定されます。

※河道（かどう）
河川の流水が流れ下る部分。

滝坂地すべりの活動により想定される被害範囲（提供：阿賀野川河川事務所）



対策事業による効果

滝坂地すべり対策事業が完了した場合、地すべりの活動が収まり、河道が塞がれたことに伴う上流への湛水※や下流への土砂流出などによる被害の恐れが解消されます。

現在、南部ブロックでは最大30メートル、北部ブロックでは最大50メートル以上の地下水位の低下が確認されています。設置さ

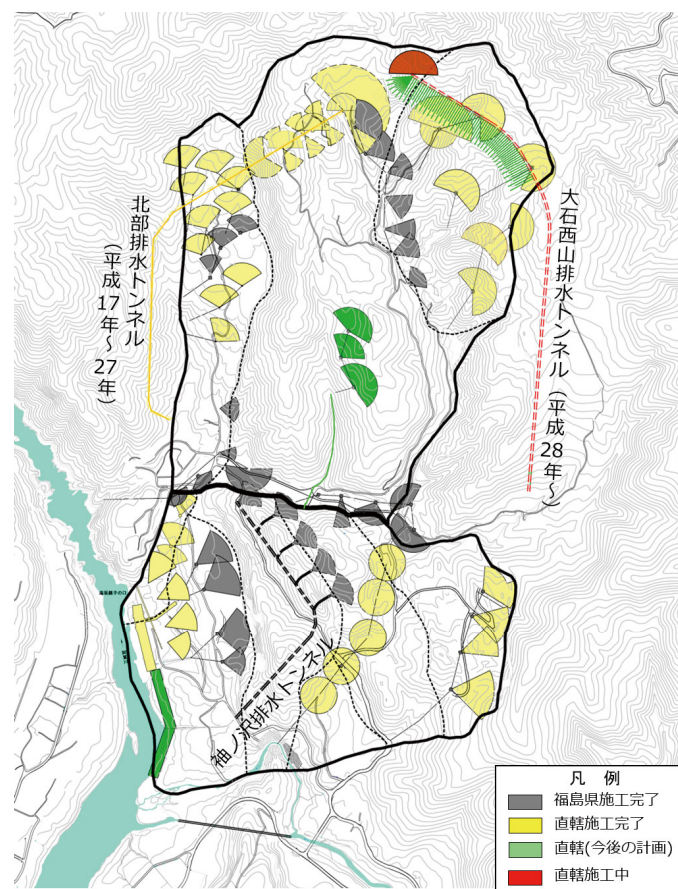
れた29か所の観測点（南部ブロック14か所、北部ブロック15か所）を基に比較すると、平成7年度には平均で年間22・8センチあった地表の移動量は、令和2年度には平均で年間1・7センチとなり大きく減少しています。

※湛水（たんすい）
河道閉塞（天然ダム）により上流側に水がたまって池のようになり、道路や家が水に浸かる被害が発生すること。

今後の対策事業

平成28年より、延長が1メートルを超える大石西山排水トンネルへの集水井の接続や、集水ボーリング工事を行っています。地すべりが比較的大きく確認されている北部ブロック中央部の排水や阿賀川護岸の対策を行えるよう、専門家の意見に基づいて、引き続き対策が進められます。

滝坂地すべり対策事業計画



（提供：阿賀川河川事務所）

事業期間は、昭和33年度（1958年度）から令和10年度（2028年度）としており、事業の進捗率は令和元年度（2019年度）末時点で全体の約82％。

公共・地域の安全に向けた活動

阿賀野川水系における関係自治体では、期成同盟会を組織し、国土交通省北陸地方整備局と国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所による望活動を行っています。

滝坂地すべり以外にも、県道上郷・下野尻線、県道新郷・萩野停車場線の整備や、国道49号の整備（会津防災事業）などの期成同盟会を組織しています。国や県との連絡体制を構築して町内のインフラ整備を図り、地域の安全確保に取り組んでいます。

町では、6月から7月にかけて、「県道上郷下野尻線及び新郷・萩野停車場線整備促進期成同盟会」と「阿賀野川水系直轄砂防・地すべり対策促進期成同盟会」による要望活動を実施しました。薄町長をはじめとする役員が北陸地方整備局などを訪問し、要望内容の説明や要望書の提出を行いました。



▲喜多方建設事務所を訪問

新郷地区の自治会長と町及び町議会で組織する「県道上郷・下野尻線及び新郷・萩野停車場線整備促進期成同盟会」は、6月23日に町役場大会議室で総会を開催し、本年度の事業計画と予算を可決しました。

総会後には、会長の薄町長をはじめ、副会長や理事の7人が県道を管理する福島県喜多方建設事務所を訪問し、道路の拡張や消雪施設の整備における地域課題を盛り込んだ要望書を提出しました。

県道上郷・下野尻線及び新郷・萩野停車場線整備促進期成同盟会

阿賀野川水系直轄砂防・地すべり対策促進期成同盟会

阿賀野川水系に位置する実川、馬取川流域（新潟県阿賀町）の直轄砂防事業及び滝坂地区の直轄地すべり対策事業が円滑に推進され、公共の安全と地域の振興に寄与することを目的に、本町をはじめ阿賀町、喜多方市と各議会、東北電力株式会社会津若松支社で組織された本同盟会の総会が、7月6日に町役場大会議室で開催されました。

総会では、令和元年度の総会以降、感染症拡大に伴い活動が休止されていた事業内容と収支決算が報告され、本年度の事業計画と予算、役員の改選が審議されました。役員改選は、薄町長を会長として副会長ほか全役員が再任となりました。

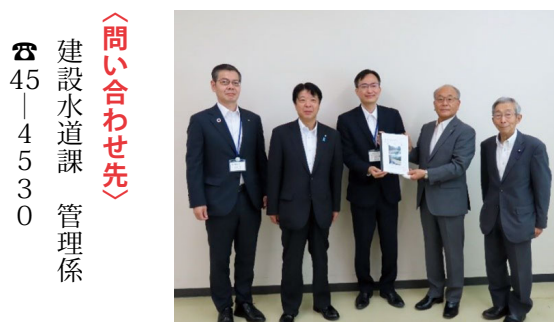
総会が終了すると、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所の堀内崇志所長が、今後の砂防・地すべり対



▲北陸地方整備局を訪問

策事業について説明を行いました。そこでは、「直轄地すべり対策事業開始前に観測されていた地表変動が、事業の進捗に伴い令和2年度には大きく減少している」といったこれまでの経過を踏まえた説明がありました。

7月11日には、国土交通省北陸地方整備局及び国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所を訪問し、要望活動を行いました。新型コロナウイルス感染症対策により会長、副会長、理事の計4人に制限した活動となりました。



▲阿賀野川河川事務所へ要望



▲北陸地方整備局へ要望

建設水道課 管理係
45—4530
「問い合わせ先」